

介護保険法施行規則の一部改正（介護サービス情報の公表）について

平成18年12月28日
厚生労働省老健局振興課

介護保険法の介護サービス情報の公表について、現在9サービスが対象とされているところですが、今般、新たに3サービスを追加することを検討しているところです。つきましては、介護保険法施行規則の一部改正（介護サービス情報の公表）（別紙）について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「介護保険法施行規則の一部改正（介護サービス情報公表）に関する意見」と明記してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：kaigokisoku02@mhlw.go.jp（テキスト形式）

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3503-7894

厚生労働省老健局振興課あて

○ 郵送の場合

〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局振興課あて

2 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所・年齢・職業を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

3 意見提出の締め切り日

平成19年1月26日（必着）